

# す☆ば☆る

東京都立久我山青光学園校長 丹野 哲也  
特別支援教育コーディネーター 関口 実加  
(文責)



6月30日に「世田谷区の福祉制度についての研修会」が行われました。今年は新型コロナウイルス感染症予防のため、保護者の皆様にはオンラインでの配信となりましたが、世田谷区の福祉システムの基本的な内容について学ぶことができ、貴重な機会となりました。当日の資料から抜粋した内容と一緒のお話の中からいくつかのポイントを絞って御報告させていただきます。

今学期も保護者の皆様には、様々な場面で御理解と御協力をいただき、ありがとうございました。暑さ厳しい夏休みとなるとと思いますが、くれぐれもお身体に気をつけてお過ごしください。

## ＜世田谷区福祉制度についての研修会＞

講師 田邊 ミカ 氏 (世田谷区北沢総合支所 保健福祉課 障害支援担当・知的障害担当)  
中川邦仁丈 氏 (社会福祉法人せたがや榎の木会 相談支援センターあい 所長)  
新関美穂子 氏 (ナイスケア目黒相談支援センター)  
片岡 学 氏 (相談支援事業所マーベラス)

### 1. 保健福祉課で受けられるサービスについて (主に関係のある内容を抜粋)

#### サービスの主な枠組み

障害者総合支援法 ◇自立支援給付 「介護給付」・「訓練等給付」・「自立支援医療」・「補装具」  
◇地域生活支援事業 「相談支援」・「移動支援」・「日常生活用具の給付」など  
児童福祉法 「障害児通所支援」・「障害児相談支援」

### 2. 障害者福祉サービスの利用方法

- ① 相談 市区長村または※指定特定相談支援事業者に相談する。サービスが必要な場合は市区長村に申請する。  
※市区町村の指定を受けた事業所のことで、障害福祉サービスの申請前の相談や申請するときの支援、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整を行う。
- ② 申請 支給の申請を行うと現在の生活や障害の状況についての認定調査が行われる。
- ③ 審査・判定 調査の結果をもとに市区町村で審査・判定が行われ、どのくらいサービスが必要な状態か(障害支援区分)が決められる。
- ④ 認定・通知 指定特定相談事業者が利用者の希望などを考慮に入れたサービス等利用計画案を作成する。それらを踏まえて、サービスの支給量などが決まり、通知され、受給者証が交付される。  
**受給者証** サービスの支給が決まると交付される。サービスの利用に必要な大切な情報が記載されているので大切に扱う。
- ⑤ 事業者と契約 サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をする。
- ⑥ サービス利用 サービスの利用を開始する。

### 3. 相談支援について

平成24年4月の支給決定プロセスの見直しにより、計画相談支援の対象が原則として障害福祉サービスを申請した障害者等へと大幅に拡大されている。

#### 【計画相談支援】

区の保健福祉課の担当ケースワーカーの紹介や本人、家族からの依頼要請を受け、その後面談を行い、サービス等利用計画（案）を作成する。作成した計画に沿って、サービスが提供されているかをモニタリングし、必要に応じてサービスの変更、調整も行う。

#### 【基本相談支援】

サービスに繋がり、計画相談に準ずるものや生活していく上での困りごとについての相談等を受ける。お金や制度に関する相談等はサービスに含まれないため、聞いてほしいだけの相談もある。

◎高等部卒業後の生活を本人や家庭と一緒に考えてきた相談支援専門員が、切れ目のない支援者として長く関わることで、家庭環境の変化や本人の成長に合わせた支援をライフステージごとに考えていくことができる。

→放課後等デイサービスやヘルパー、短期入所施設へと同じ方向を向いた支援をすることができる。

◎毎日の生活でこんなことを考えることはありませんか？

自分に合った仕事がしたいけれど何を準備したらいいのか？

高校を卒業したらどんな生活になるのかな？



家族と一緒に暮らしているけれど親もいつまでも元気な訳ではないし将来はどうしたらいいのだろうか？

自立ってどうしたらいいのだろうか？



そんなときは 相談支援専門員 に相談してみてください！

### 4. 卒業後の予定

#### 【愛の手帳成人更新】

東京都心身障害者福祉センターにて判定（18歳の誕生日の前月から予約可能）

◎認定調整係 Tel：03-3235-2961 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）14階

#### 【障害基礎年金の申請】

申請は20歳の誕生日を過ぎてから

◎国保・年金課国民年金係 Tel：03-5432-2362・2363

#### 【障害者福祉手当の申請】

20歳の誕生日月に申請

所得基準が保護者所得から本人所得に変わる

◎総合支所保健福祉課 障害支援担当

#### <定例支援会議について>

初回のコーディネーター通信でもお知らせいたしましたが、夏期休業中に対象者のみ定例支援会議が行われます。

以前にお渡ししました「定例支援会議日程決定のお知らせ」を御参照いただき、御参加をお願いいたします。なお、当日はお子さん本人も同席させてくださいますようよろしくお願いいたします。

